

代理人による個人番号カード交付の手続きについて

個人番号カードにはマイナンバー等、極めて重要な個人情報に記載されます。また、なりすましによる不正取得防止のため、申請者ご本人が窓口にご来庁いただき直接手渡しをさせていただくことが前提ですが、下記に該当する方は代理交付が可能です。**（仕事が多忙であるという理由は認められません。）**

代理人にカードの受領を依頼される場合には、代理交付の要件により必要書類が異なりますので下記をご確認ください。

代理交付の要件	代理人になれる方	必要書類	左記必要書類に加えて1点ご準備下さい
成年被後見人	成年後見人	下記表1の 1～5	代理権を証する書類
被保佐人・被補助人	保佐人・補助人		代理権を証する書類
中学生・小学生・未就学児	法定代理人		-
75歳以上の高齢者	任意の方		-
長期入院者			入院診療計画書、施設への直近の領収書、診療明細書、 病院長が作成する顔写真証明書
障害者			身体障害者手帳 障害福祉サービス受給者証 自立支援医療受給者証
施設入居者			入所証明書類 施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援認定者			介護保険被保険者証、認定結果通知書 ケアマネージャー及びその所属する事業者の 長が作成する顔写真証明書
妊婦			母子健康手帳 妊婦検診を受診したことが確認できる領収書
海外留学			査証のコピー、留学先の学生証のコピー
高校生・高専生	学生証、在学証明書		

（赤字は下記表1 4-②の本人確認書類としても活用できます）

《表1》

1	委任する人の通知カード
2	個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書（交付通知書に同封されて届くはがき）
3	委任状（上記はがきを委任状としてご利用ください。）
4	委任する人の本人確認書類（※原本に限ります）→※窓口でコピーをとり受領書と一緒に保管させていただきます。
	① 運転免許証・住民基本台帳カード（顔写真付き）・旅券・在留カード・特別永住者証明書・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳から2点
	② 上記①から1点かつ公的機関が発行した顔写真付きの証明書（①を除く）・健康保険証・介護保険証・各種年金手帳・社員証・学生証・預金通帳・医療受給者証等から1点
③ 上記②から3点（ただし、1つは顔写真付きのもの）	
5	代理人の本人確認書類→※窓口でコピーをとり受領書と一緒に保管させていただきます。
	4の① または 4の②と同じ

- ◎1 本人確認書類は原本に限ります。
- ◎2 書類の不備でカードをお渡しできない場合もございますので、カードのお受け取りを代理人に依頼される際は、必要な書類を確認し、不明な場合は役場住民係へお気軽におたずねください。
- ◎3 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書の「回答書」「委任状」は、委任する方ご自身が署名又は記名押印し代理人にお渡しください。
「暗証番号」は、委任される方ご自身が記入のうえ、目隠しシールを暗証番号部分の上に貼付して代理人にお渡しください。

【問】 長与町役場住民環境課住民係 095-883-1111（代表）